

監 査 報 告 書

令和 8 年 6 月 18 日

学校法人 大阪産業大学
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 大阪産業大学

監 事（常勤） 浦西 完次

監 事 新倉 明

監 事 福井 智士

私たちは、私立学校法第 52 条第 1 号及び学校法人大阪産業大学寄附行為第 28 条の規程に従い、学校法人大阪産業大学の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会等の重要な会議に出席したほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧し、内部監査室と連携の上、業務の内容等を監査するとともに会計監査人（有限責任 あずさ監査法人）とも連携し、その監査の経緯、内容及び結果等についての説明を受け、計算書類について検討するなど、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人大阪産業大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、その収支及び財産の状況を正しく示しているものと認める。また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく監事に求められる役割についても、概ねその役割を果たしたと考える。

以上の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

以 上